

転入学・編入学案内

和歌山県立和歌山商業高等学校

【転入学】

1. 転入学受付の条件

- (1) 転入学を希望する生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。
- (2) 転入学を希望する生徒が、学校教育法第一条に定められた高等学校に在籍していること。
- (3) やむをえない正当な理由により、転入学が必要と認められること。(一家転住等)
- (4) 本校において、教育上支障のないこと。(定員等)
- (5) 在籍校において、未履修科目を有していないこと。
- (6) 在籍校と本校の教育課程に大きな差異がなく、転入学後、卒業までに修得しなければならない教科・科目の履修・修得に困難のないこと。

2. 転入学受付の条件等説明

転入学を希望される場合、まずご連絡下さい。 転入学受付条件の確認や、今後の日程等について説明させていただきます。

3. 提出書類

転入学受付の条件を満たしていることが確認された場合、下記の書類を提出して下さい。

- ・ 転学照会(在籍校の様式)
- ・ 在学証明書
- ・ 学業成績証明書
- ・ 担任副申書(生徒氏名・ふりがな、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、転学の理由を明記)

4. 学力検査等

学科試験及び面接を行います。

学科試験は、数学・英語・国語・地歴公民・理科・商業科目です。

(但し、学科・コース・学年により多少の変更あり)

5. 合格発表

在籍校の校長あてに通知します。

6. 転入学担当者

教務部長 TEL 0 7 3 - 4 2 4 - 2 4 4 6 和歌山県立和歌山商業高等学校

【編入学】

転入学に準じます。